

2 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

(1) 議決機関（区議会）

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数 50 人・任期 4 年）で構成される合議制の機関である。

現在、5 年 4 月の区議会議員選挙により選出された議員で運営されており、区議회를代表し、統括する議長には第 75 代議長として田中よしゆき議員、副議長には第 77 代副議長として酒井妙子議員が、ともに 5 年 6 月 9 日に就任した。

なお、6 年 6 月 7 日に第 76 代議長として福沢剛議員、第 78 代副議長として西野こういち議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに、区議会は住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

〔議案等議決件数〕 (単位：件) 5 年 1 月～12 月

区分	可決	否決	承認	認定
条 例	54	—	—	—
規 則	—	—	—	—
予 算	19	—	—	—
決 算	—	—	—	5
契約・買入れ	20	—	—	—
区道認定・変更等	25	—	—	—
区長専決処分事項の承認	—	—	—	—
選任・任命の同意	21	—	—	—
特別委員会の設置	4	—	—	—
指定管理者の指定	14	—	—	—
意見書	2	—	—	—
決 議	2	—	—	—
その他	8	—	—	—
計	169	—	—	5

〔常任委員会および委員会開催状況〕

5 年 12 月 31 日現在

委員会名	所管事項	委員名 (◎委員長、○副委員長)	開催数
企画総務委員会 定数 10 人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎高橋しんご ○鈴木たかし ○西野こういち 白石けい子 有馬 豊 ももかわ一郎	福沢 剛 石黒たつお 山崎まりも 15 回
区民生活委員会 定数 10 人	区民部、産業経済部、地域文化部および農業委員会の所管に関する事項	◎かしまさお つじ 誠心 渡辺てる子 水上 明子	○しもだ 玲 吉田ゆりこ のむら 説 上野ひろみ 富田けんじ 高口ようこ 13 回
保健福祉委員会 定数 10 人	福祉部および健康部の所管に関する事項	◎井上勇一郎 しばたさちこ 小松あゆみ やない克子	○かわすみ雅彦 酒井 妙子 かとうぎ桜子 小泉 純二 沢村信太郎 吹田ひでとし 13 回
都市整備委員会 定数 10 人	環境部、都市整備部および土木部の所管に関する事項	◎かしわざき強 田中よしゆき たかはし純 山口あきこ	○山田かずし 星野あつし 島田 拓 藤井たかし 西田まちこ 池尻 成二 13 回
文教児童青少年委員会 定数 10 人	教育委員会の所管に関する事項	◎小林みつづ 浜田ゆきひろ のださちこ 岩瀬たけし	○倉田れいか 柳沢よしみ 石森 愛 佐藤 力 佐藤じゅんや やくし辰哉 13 回

注：①各常任委員会の委員は、5 年 6 月 9 日就任。委員会の開催数は 5 年 6 月 9 日～12 月の期間

②5 年 1 月～5 月 29 日までの委員会名と開催数はつぎのとおり

企画総務委員会：5 回 区民生活委員会：5 回 保健福祉委員会：4 回 都市整備委員会：4 回 文教児童青少年委員会：5 回

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回(2・6・9・11月)開かれる定例会と、特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特

別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、保健福祉、都市整備、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、議会運営委員会は議会全般について協議するため設置されている。特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、みどり・環境等、交通対策等の4委員会が設置されている。

本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

〔議会運営委員会および委員会開催状況〕

5年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
議会運営委員会 定数17人 欠員2人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎福沢 剛 上野ひろみ 吉田ゆりこ 白石けい子 やくし辰哉 ○西野こういち 佐藤 力 石黒たつお 富田けんじ 岩瀬たけし 小泉 純二 つじ 誠心 しもだ 玲 有馬 豊 山田かずよし	24回

注：議会運営委員会の委員は、5年6月9日就任。委員会の開催数は5年1月～12月の期間

〔特別委員会および委員会開催状況〕

5年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
総合・災害対策等 特別委員会 定数13人	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 危機管理指針についての調査研究 (3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 (4) 練馬区立総合体育館の改築等についての調査研究	◎つじ 誠心 笠原ともこ 西田まちこ 島田 拓 ももかわ一郎 ○藤井たかし 西野こういち 渡辺てる子 吹田ひでとし	7回
医療・高齢者等 特別委員会 定数13人	(1) 地域医療の環境整備についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究	◎吉田ゆりこ かわすみ雅彦 倉田れいか 有馬 豊 水上 明子 ○しばたさちこ 浜田ゆきひろ しもだ 玲 小松あゆみ	9回
みどり・環境等 特別委員会 定数12人	(1) 清掃リサイクルについての調査研究 (2) 脱炭素化の推進についての調査研究 (3) みどりの保全・創出に係る区民協働の推進についての調査研究 (4) みどりの啓発機能をもつ緑地、庭園等についての調査研究	◎上野ひろみ 高橋しんご 富田けんじ 山田かずよし ○星野あつし 佐藤じゅんや やくし辰哉 山崎まりも	8回
交通対策等 特別委員会 定数12人	(1) バス交通等地域間交通についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および沿線まちづくりについての調査研究 (3) 東京外かく環状道路についての調査研究 (4) 西武線連続立体および事業化に伴うまちづくりについての調査研究	◎柳沢よしみ 福沢 剛 のださちこ のむら 説 ○佐藤 力 田中よしゆき 沢村信太郎 岩瀬たけし	8回

注：①各特別委員会の委員は、5年6月9日就任。委員会の開催数は5年6月9日～12月の期間

②5年1月～5月29日までの委員会名と開催数はつぎのとおり

総合・災害対策等特別委員会：3回 医療・病院整備等特別委員会：2回 都市農業・みどり環境等特別委員会：3回
交通対策等特別委員会：3回

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕

5年12月31日現在

委員会名	開催期間	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
予算特別委員会	5年2月6日～ 5年3月8日	令和4年度補正予算の審査 令和5年度予算の審査	◎かしまさお ○倉田れいか 議長を除く全議員	16回
予算特別委員会	5年6月12日～ 5年6月19日	令和5年度補正予算の審査	◎藤井たかし ○井上勇一郎 議長を除く全議員	6回
	5年10月4日～ 5年10月6日			
	5年11月30日～ 5年12月11日			
決算特別委員会	5年9月8日～ 5年10月11日	令和4年度決算の審査	◎柳沢よしみ ○沢村信太郎 議長を除く全議員	12回

●令和5年～令和6年の区議会

1 第一回定例会（5年2月6日～3月10日）

定例会の初日に区長から、「令和5年度当初予算案」「令和4年度補正予算案」「新型コロナウイルス感染症対策」「ねりま推し」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和5年度練馬区一般会計予算」「令和5年度練馬区一般会計補正予算」「令和4年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区立学びの農園条例」など38議案が、議員から「練馬区議会の個人情報保護に関する条例」「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」の2議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2 第二回定例会（5年6月5日～6月27日）

6月9日に議長、副議長の選挙を行い、議長に田中よしゆき議員、副議長に酒井妙子議員をそれぞれ選出した。新議長のもと常任、議会運営、特別の各委員会の委員の選任を行った。

6月12日に区長から、「令和5年度補正予算案」「新型コロナウイルス感染症対策」「大江戸線の延伸」な

どについての所信表明があり、これを受けて10人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和5年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区特別区税条例の一部を改正する条例」「練馬区福祉のまちづくり推進条例の一部を改正する条例」など50議案が、議員から「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」など6議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

3 第三回定例会（令和5年9月8日～10月13日）

定例会の初日に区長から、「令和5年度補正予算案」「物価上昇に対する区民・事業者への支援」「全国都市農業フェスティバル」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和4年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「令和5年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例」「練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」など35議案が、委員会から「固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の

〔練馬区議会議員名簿〕

議員定数 50人 在職議員 50人 6年7月11日現在

氏名	会派	電話	住所	氏名	会派	電話	住所
小林みつぐ	自民党	3999-3471	〒176-0024 中村1-3-3	渡辺てる子	立憲民主	070-8383-4589	〒178-0063 東大泉5-36-17-303
小泉純二	自民党	3970-8615	〒179-0074 春日町6-6-39-603	たかはし純	立憲民主	070-2426-5787	〒177-0051 関町北2-22-13-402
藤井たかし	自民党	5905-0533	〒178-0065 西大泉3-29-20	石森愛	立憲民主	050-3595-0090	〒177-0041 石神井町3-25-4-502
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒178-0062 大泉町4-34-5	有馬豊	共産党	3997-4191	〒177-0041 石神井町2-8-27
福沢剛	自民党	6317-7044	〒176-0006 栄町1-2-901	島田拓	共産党	5997-5014	〒179-0071 旭町1-1-15
上野ひろみ	自民党	3939-0646	〒179-0073 田柄4-36-34	のむら説	共産党	3991-7008	〒176-0002 桜台1-6-11
田中よしゆき	自民党	5903-9417	〒177-0044 上石神井4-8-8	やくし辰哉	共産党	6766-0810	〒178-0061 大泉学園町2-1-17-101
かわすみ雅彦	自民党	6761-0007	〒177-0042 下石神井2-34-5-101	小松あゆみ	共産党	3825-9122	〒177-0034 富士見台2-18-10
かしままさお	自民党	6904-4363	〒178-0064 南大泉3-9-22	倉田れいか	練馬会議	3923-5672	〒177-0031 三原台2-4-7-1A
しばたさちこ	自民党	3921-0303	〒178-0063 東大泉3-4-3-204	石黒たつお	練馬会議	090-1667-1192	〒178-0064 南大泉2-2-33
高橋しんご	自民党	3408-6675	〒179-0085 早宮2-10-3	井上勇一郎	練馬会議	3926-7146	〒176-0022 向山3-1-32
佐藤力	自民党	4500-1756	〒179-0076 土支田1-6-19	西田まちこ	練馬会議	090-5307-7817	〒176-0022 向山3-26-4
つじ誠心	自民党	080-1957-2758	〒179-0081 北町8-21-3-E306	のださちこ	練馬会議	080-4131-5544	〒177-0051 関町北2-17-16-205
笠原ともこ	自民党	3990-3773	〒177-0034 富士見台1-26-19	かとうぎ桜子	インクル	3978-4154	〒178-0063 東大泉3-1-18-102
浜田ゆきひろ	自民党	3577-3015	〒176-0021 貫井3-14-8-1F	岩瀬たけし	インクル	5935-4071	〒178-0061 大泉学園町2-10-1
吉田ゆりこ	公明党	3933-3489	〒179-0081 北町6-35-27	高口ようこ	インクル	080-7746-8648	〒176-0002 桜台3-42-29 荒川方
柳沢よしみ	公明党	3594-7510	〒177-0051 関町北5-5-8-505	山田かずよし	維新の会	3991-3087	〒176-0012 豊玉北5-2-14
酒井妙子	公明党	6909-2960	〒179-0072 光が丘3-3-4-922	水上明子	維新の会	080-9099-0808	〒176-0001 練馬1-20-8-2F
西野こういち	公明党	6272-4249	〒176-0021 貫井3-22-11	吹田ひでとし	維新の会	080-3525-2317	〒176-0024 中村3-34-5
鈴木たかし	公明党	5933-0705	〒178-0062 大泉町3-19-16	やない克子	生活ネット	3993-4899	〒177-0051 関町北5-17-4
星野あつし	公明党	3979-8644	〒179-0071 旭町3-3-3	山崎まりも	生活ネット	3993-4899	〒179-0072 光が丘3-3-4-220
佐藤じゅんや	公明党	6780-8466	〒176-0003 羽沢1-22-16-410	池尻成二	つながる	5933-0108	〒178-0063 東大泉5-6-9
白石けい子	立憲民主	3990-3107	〒179-0075 高松3-24-19	しもだ玲	みどりの風	050-3588-0693	〒177-0041 石神井町3-25-8-302
沢村信太郎	立憲民主	6824-5987	〒177-0035 南田中3-21-7	ももかわ一郎	参政党	6824-1612	〒179-0083 平和台3-23-14-201
富田けんじ	立憲民主	6915-7247	〒179-0083 平和台4-10-4-6F	山口あきこ	れいわ練馬	080-3358-0987	〒178-0063 東大泉7-35-28-1F

(注) 会派名略称

自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、立憲民主：練馬区議会立憲民主、共産党：日本共産党練馬区議団、練馬会議：練馬区議会未来会議・都民ファーストの会・国民民主党、インクル：インクルーシブな練馬をめざす会、維新の会：練馬区議会日本維新の会、生活ネット：生活者ネットワーク、つながる：つながる市民・練馬、みどりの風：練馬区議会みどりの風、参政党：練馬区議会参政党、れいわ練馬：れいわ新選組練馬

〔歴代議長〕

〔歴代副議長〕

〔歴代議長〕				〔歴代副議長〕			
順位	氏名	期	党別	順位	氏名	期	党別
1	上野徳次郎	昭和22.10.11 ~ 23.11.15	自由党	1	小口 政雄	昭和22.10.11 ~ 23.11.15	自由党
2	桜井 米蔵	23.11.15 ~ 24.11.25	//	2	塚田 洪憲	23.11.15 ~ 24.11.25	//
3	小口 政雄	24.11.25 ~ 25.10.30	//	3	内田建三郎	24.11.25 ~ 25.10.30	//
4	梅内 正雄	25.10.30 ~ 26. 9.19	//	4	豊田 勝夫	25.10.30 ~ 26. 9.19	//
5	篠田 鎮雄	26.10.29 ~ 27.10.29	//	5	大野 政吉	26.10.29 ~ 27.10.29	//
6	梅内 正雄	27.10.29 ~ 28.12. 2	//	6	加山 肇吉	27.10.29 ~ 28.12. 2	//
7	井口 仙蔵	28.12. 2 ~ 29.12.22	//	7	橋本銀之助	28.12. 2 ~ 29.12.22	//
8	塚田 洪憲	29.12.22 ~ 30. 9.19	//	8	永盛勇三郎	29.12.22 ~ 30. 9.19	//
9	井口 仙蔵	30.10.20 ~ 31.10.29	自民党	9	一野 義純	30.10.20 ~ 31.10.29	自民党
10	井口 仙蔵	31.10.29 ~ 32.11.29	//	10	松本 茂	31.10.29 ~ 32. 8.30	//
11	梅内 正雄	32.11.29 ~ 34. 3.18	//	11	豊田 勝夫	32. 8.30 ~ 32.11.29	//
12	林 亮海	34. 3.18 ~ 34. 9.19	//	12	山下 新吉	32.11.29 ~ 34. 3.18	社会党
13	上野徳次郎	34.10.23 ~ 35.12.27	//	13	大戸 淳三	34. 3.18 ~ 34. 9.19	自民党
14	桜井 米蔵	35.12.27 ~ 37. 2. 9	//	14	矢ヶ崎信夫	34.10.23 ~ 35.12.27	//
15	梅内 正雄	37. 2. 9 ~ 37.12.22	//	15	越後 幹雄	35.12.27 ~ 37. 2. 9	//
16	橋本銀之助	37.12.22 ~ 38. 9.19	//	16	荒井 澄雄	37. 2. 9 ~ 37.12.22	社会党
17	井口 仙蔵	38.10.23 ~ 40. 3.10	//	17	並木 亀吉	37.12.22 ~ 38. 9.19	自民党
18	越後 幹雄	40. 3.10 ~ 42. 5. 2	//	18	長谷川安正	38.10.23 ~ 39. 5.27	//
19	長谷川安正	42. 7.11 ~ 43. 7.16	//	19	宇野津定三	39. 5.27 ~ 40. 3.10	公明党
20	小柳 信子	43. 7.16 ~ 44. 7.24	//	20	横山 倉吉	40. 3.10 ~ 42. 5. 2	自民党
21	橋本銀之助	44. 7.24 ~ 45. 7.11	//	21	榎本 喜芳	42. 7.11 ~ 43. 7.16	社会党
22	橋本銀之助	45. 7.11 ~ 46. 5.29	//	22	木下喜三郎	43. 7.16 ~ 44. 7.24	//
23	塚田 洪憲	46. 7. 6 ~ 47. 7.19	//	23	本橋弘三郎	44. 7.24 ~ 45. 7.11	//
24	横山 繁雄	47. 7.19 ~ 48. 7.28	//	24	木下喜三郎	45. 7.11 ~ 46. 5.29	//
25	関口 三郎	48. 7.28 ~ 49. 7.30	//	25	岡本 和男	46. 7. 6 ~ 47. 7.19	//
26	田口阿久理	49. 7.30 ~ 50. 5.29	//	26	本橋弘三郎	47. 7.19 ~ 48. 7.28	//
27	楠 直正	50. 6.23 ~ 51. 7. 9	//	27	土屋 新一	48. 7.28 ~ 49. 7.30	//
28	横山 繁雄	51. 7. 9 ~ 52. 7.27	//	28	藤代権兵衛	49. 7.30 ~ 50. 5.29	//
29	内田仙太郎	52. 7.27 ~ 53. 7.14	//	29	小池 広司	50. 6.23 ~ 51. 7. 9	公明党
30	豊田 三郎	53. 7.14 ~ 54. 5.29	//	30	小林としたか	51. 7. 9 ~ 52. 7.27	//
31	貫井 武夫	54. 6.22 ~ 55. 7.10	//	31	椎名 貞夫	52. 7.27 ~ 53. 7.14	//
32	上野 定雄	55. 7.10 ~ 56. 7.21	//	32	安藤 美義	53. 7.14 ~ 54. 5.29	//
33	矢崎 久雄	56. 7.21 ~ 57. 7. 6	//	33	宇野津定三	54. 6.22 ~ 55. 7.10	//
34	大野喜三郎	57. 7. 6 ~ 58. 5.29	//	34	田中てるみ	55. 7.10 ~ 56. 7.21	//
35	貫井 武夫	58. 6.15 ~ 59. 7.10	//	35	小池 広司	56. 7.21 ~ 57. 7. 6	//
36	上野 定雄	59. 7.10 ~ 60. 7.19	//	36	小林としたか	57. 7. 6 ~ 58. 5.29	//
37	田中 確也	60. 7.19 ~ 61. 7.24	//	37	椎名 貞夫	58. 6.15 ~ 59. 7.10	//
38	望月 泰治	61. 7.24 ~ 62. 5.29	//	38	田中 保徳	59. 7.10 ~ 60. 7.19	//
39	楠 直正	62. 6.15 ~ 63. 7.13	//	39	竹内 智久	60. 7.19 ~ 61. 7.24	//
40	椎名 貞夫	63. 7.13 ~平成元. 7.21	公明党	40	俵頭 功	61. 7.24 ~ 62. 5.29	//
41	山田左千夫	元. 7.21 ~ 2. 7.13	自民党	41	小林 利孝	62. 6.15 ~ 63. 7.13	//
42	渡辺 耕平	2. 7.13 ~ 3. 5.29	//	42	吉野 信義	63. 7.13 ~平成元. 7.21	自民党
43	関口 和雄	3. 6.13 ~ 4. 7. 2	//	43	田中 保徳	元. 7.21 ~ 2. 7.13	公明党
44	吉野 信義	4. 7. 2 ~ 5. 7.29	//	44	竹内 智久	2. 7.13 ~ 3. 5.29	//
45	大橋 静男	5. 7.29 ~ 6. 7.12	//	45	椎名 貞夫	3. 6.13 ~ 4. 7. 2	//
46	中島 力	6. 7.12 ~ 7. 5.29	//	46	白井 繁雄	4. 7. 2 ~ 5. 7.29	//
47	高橋かずみ	7. 6. 9 ~ 8. 6.25	//	47	富塚 辰雄	5. 7.29 ~ 6. 7.12	//
48	関口 三郎	8. 6.25 ~ 9. 7.24	//	48	秋本 和昭	6. 7.12 ~ 7. 5.29	//
49	浅沼 敏幸	9. 7.24 ~ 10. 6.19	無所属	49	俵頭 功	7. 6. 9 ~ 8. 6.25	公明
50	関口 和雄	10. 6.19 ~ 11. 5.29	自民党	50	斉藤 宗孝	8. 6.25 ~ 9. 7.24	//
51	関口 和雄	11. 6.11 ~ 12. 7.14	//	51	西川 康彦	9. 7.24 ~ 10. 6.19	//
52	土屋 新一	12. 7.14 ~ 13. 7.11	民主党	52	富塚 辰雄	10. 6.19 ~ 11. 5.29	//
53	小林みつぐ	13. 7.11 ~ 14. 7.16	自民党	53	秋本 和昭	11. 6.11 ~ 12. 7.14	公明党
54	村上 悦栄	14. 7.16 ~ 15. 5.29	//	54	武藤 昭夫	12. 7.14 ~ 13. 7.11	共産党
55	中島 力	15. 6.12 ~ 16. 6.18	//	55	山田 哲丸	13. 7.11 ~ 14. 7.16	公明党
56	小林みつぐ	16. 6.18 ~ 17. 7.22	//	56	斉藤 宗孝	14. 7.16 ~ 15. 5.29	//
57	本橋まさとし	17. 7.22 ~ 18. 6.28	//	57	西川 康彦	15. 6.12 ~ 16. 6.18	//
58	村上 悦栄	18. 6.28 ~ 19. 5.29	//	58	岩崎 典子	16. 6.18 ~ 17. 7.22	//
59	関口 和雄	19. 6.11 ~ 20. 6.20	//	59	斉藤 宗孝	17. 7.22 ~ 18. 6.28	//
60	しばざき幹男	20. 6.20 ~ 21. 6.17	//	60	秋本 和昭	18. 6.28 ~ 19. 5.29	//
61	本橋 正寿	21. 6.17 ~ 22. 6.17	//	61	宮原 義彦	19. 6.11 ~ 20. 6.20	//
62	西山きよたか	22. 6.17 ~ 23. 5.29	//	62	田代 孝海	20. 6.20 ~ 21. 6.17	//
63	小川けいこ	23. 6.13 ~ 24. 6.22	//	63	岩崎 典子	21. 6.17 ~ 22. 6.17	//
64	藤井たかし	24. 6.22 ~ 25. 6.28	//	64	内田ひろのり	22. 6.17 ~ 23. 5.29	//
65	小泉 純二	25. 6.28 ~ 26. 6.20	//	65	斉藤 静夫	23. 6.13 ~ 24. 6.22	//
66	村上 悦栄	26. 6.20 ~ 27. 5.29	//	66	うすい民男	24. 6.22 ~ 25. 6.28	//
67	かしわざき強	27. 6.12 ~ 28. 6.17	//	67	吉田ゆりこ	25. 6.28 ~ 26. 6.20	//
68	田中ひでかつ	28. 6.17 ~ 29. 7. 7	//	68	柳沢よしみ	26. 6.20 ~ 27. 5.29	//
69	小林みつぐ	29. 7. 7 ~ 30. 6.27	//	69	内田ひろのり	27. 6.12 ~ 28. 6.17	//
70	福沢 剛	30. 6.27 ~令和元. 5.29	//	70	光永 勉	28. 6.17 ~ 29. 7. 7	//
71	上野ひろみ	元. 6.13 ~ 2. 6. 5	//	71	酒井 妙子	29. 7. 7 ~ 30. 6.27	//
72	小泉 純二	2. 6. 5 ~ 3. 6. 4	//	72	西野こういち	30. 6.27 ~令和元. 5.29	//
73	かしわざき強	3. 6. 4 ~ 4. 6. 7	//	73	宮原よしひこ	元. 6.13 ~ 2. 6. 5	//
74	藤井たかし	4. 6. 7 ~ 5. 5.29	//	74	うすい民男	2. 6. 5 ~ 3. 6. 4	//
75	田中よしゆき	5. 6. 9 ~ 6. 6. 7	//	75	吉田ゆりこ	3. 6. 4 ~ 4. 6. 7	//
76	福沢 剛	6. 6. 7 ~	//	76	柳沢よしみ	4. 6. 7 ~ 5. 5.29	//
				77	酒井 妙子	5. 6. 9 ~ 6. 6. 7	//
				78	西野こういち	6. 6. 7 ~	//

(2) 執行機関（区長・行政委員会など）

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに、補助機関として副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の「地方自治法」の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

4年4月17日に行われた区長選挙の結果、前川燿男が選出され、第20代区長に就任した。

2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。練馬区では、副区長の定数を2人とし、宮下泰昌と森田泰子が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、平成18年の「地方自治法」改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

〔歴代区長〕

		昭和				
1	白井五十三	22. 9. 20	～	26. 9. 19		
2	須田 操	26. 9. 20	～	30. 9. 19		
3	//	30. 11. 9	～	34. 11. 8		
4	//	34. 12. 3	～	38. 12. 2		
5	//	38. 12. 26	～	42. 6. 21		
6	片健治	43. 7. 29	～	47. 7. 28		
7	田畑健介	48. 10. 16	～	50. 4. 26		
8	//	50. 4. 27	～	54. 4. 26		
9	//	54. 4. 27	～	58. 4. 26		
10	//	58. 4. 27	～	62. 4. 26		
11	岩波三郎	62. 4. 27	～	平成 3. 4. 26		
12	//	3. 4. 27	～	7. 4. 26		
13	//	7. 4. 27	～	11. 4. 26		
14	//	11. 4. 27	～	15. 4. 26		
15	志村豊志郎	15. 4. 27	～	19. 4. 26		
16	//	19. 4. 27	～	23. 4. 26		
17	//	23. 4. 27	～	26. 2. 23		
18	前川燿男	26. 4. 20	～	30. 4. 19		
19	//	30. 4. 20	～	令和 4. 4. 19		
20	//	4. 4. 20	～	在任中		

〔歴代副区長〕

		平成				
1	関口和雄	19. 4. 1	～	19. 6. 12		
2	//	19. 6. 13	～	23. 6. 12		
3	琴尾隆明	23. 6. 14	～	27. 6. 13		
4	山内隆夫	26. 6. 20	～	30. 6. 19		
5	黒田孝夫	27. 6. 15	～	令和 元. 6. 14		
6	山内隆夫	30. 6. 20	～	4. 6. 19		
7	小西将雄	元. 6. 15	～	5. 6. 14		
8	森田泰子	4. 6. 20	～	在任中		
9	宮下泰昌	5. 6. 15	～	在任中		

〔歴代助役〕

		昭和				
1	小林四郎	22. 12. 4	～	26. 12. 3		
2	//	26. 12. 4	～	30. 12. 3		
3	//	30. 12. 4	～	34. 12. 3		
4	//	34. 12. 10	～	38. 12. 9		
5	星義文	39. 5. 27	～	42. 6. 21		
6	金子光	43. 9. 3	～	47. 9. 2		
7	三浦忠正	48. 10. 29	～	52. 10. 28		
8	//	52. 10. 29	～	56. 10. 28		
9	//	56. 10. 29	～	60. 10. 28		
10	中園啓一	58. 6. 21	～	62. 6. 13		
11	三浦忠正	60. 10. 29	～	62. 4. 25		
12	三石辰雄	62. 6. 26	～	平成 3. 6. 25		
13	//	3. 6. 26	～	7. 6. 25		
14	//	7. 6. 26	～	11. 6. 25		
15	志村豊志郎	11. 6. 26	～	15. 2. 12		
16	関口和雄	15. 6. 13	～	19. 3. 31		

〔歴代収入役〕

		昭和				
1	原 鋳 二	22. 12. 4	～	26. 12. 3		
2	//	26. 12. 4	～	30. 12. 3		
3	//	30. 12. 4	～	34. 12. 3		
4	//	34. 12. 10	～	38. 12. 9		
5	栗林繁実	39. 5. 27	～	43. 5. 26		
6	寺本静雄	43. 9. 3	～	47. 9. 2		
7	山本佳二	48. 10. 29	～	52. 10. 28		
8	//	52. 10. 29	～	56. 10. 28		
9	中園啓一	56. 10. 29	～	58. 6. 20		
10	本田久夫	58. 6. 21	～	62. 6. 13		
11	//	62. 6. 26	～	平成 3. 6. 25		
12	//	3. 6. 26	～	7. 6. 25		
13	//	7. 6. 26	～	11. 6. 25		
14	小林勝郎	11. 6. 26	～	15. 6. 25		
15	//	15. 6. 26	～	19. 6. 25		

3 職員

区の職員数は、6年4月1日現在4,169人である。内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員のうち短時間勤務の者、退職者、他団体への派遣職員、会計年度任用職員を除く。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,604人および学校関係の栄養士、事務職員の一部141人は、都の任用の職員で下表のとおりである（6年5月1日現在）。

〔東京都任用の教職員数〕（単位：人）6年5月1日現在

区分	総数	教員	その他
小学校	1,877	1,782	95
中学校	868	822	46
計	2,745	2,604	141

注：その他は、事務職員、栄養士

〔組織別職員数〕

(単位：人) 6年4月1日現在

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総計	4,169	2,026	1,750	393
区長室	40	40		
広聴広報課	34	34		
秘書課	6	6		
企画部	57	57		
企画課	17	17		
財政課	12	12		
情報政策課	28	28		
危機管理室	42	42		
危機管理課	42	42		
総務部	240	144	90	6
総務課	43	42		1
文書法務課	14	14		
情報公開課	9	9		
経理用地課	30	23	2	5
人権・男女共同参画課	11	8	3	
職員課	31	31		
人材育成課	14	13	1	
施設管理課	88	4	84	
区民部	432	431	1	
戸籍住民課	212	212		
税務課	55	55		
収納課	79	79		
国保年金課	86	85	1	
産業経済部	61	60	1	
経済課	21	21		
商工観光課	18	18		
都市農業課	22	21	1	
地域文化部	175	147	28	
地域振興課	111	84	27	
文化・生涯学習課	31	30	1	
スポーツ振興課	33	33		
福祉部	652	380	264	8
管理課	51	36	13	2
障害者施策推進課	131	31	94	6
生活福祉課	37	29	8	
練馬総合福祉事務所	83	56	27	
光が丘総合福祉事務所	79	43	36	
石神井総合福祉事務所	80	45	35	
大泉総合福祉事務所	67	35	32	
高齢社会対策課	33	27	6	
高齢者支援課	24	14	10	
介護保険課	67	64	3	
健康部（練馬区保健所）	257	109	148	
健康推進課	44	32	12	
生活衛生課	42	8	34	

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
保健予防課	35	24	11	
豊玉保健相談所	30	8	22	
北保健相談所	18	4	14	
光が丘保健相談所	19	7	12	
石神井保健相談所	29	7	22	
大泉保健相談所	16	6	10	
関保健相談所	14	4	10	
地域医療課	10	9	1	
環境部	285	80	24	181
環境課	39	27	12	
みどり推進課	25	13	12	
清掃リサイクル課	26	18		8
練馬清掃事務所	95	11		84
石神井清掃事務所	100	11		89
都市整備部	180	55	125	
都市計画課	29	13	16	
東部地域まちづくり課	62	21	41	
開発調整課	27	5	22	
建築課	51	7	44	
住宅課	11	9	2	
土木部	214	62	148	4
管理課	49	21	28	
道路公園課	75	14	57	4
計画課	75	16	59	
交通安全課	15	11	4	
会計管理室	20	20		
教育委員会事務局	1,477	365	918	194
教育振興部	193	177	7	9
教育総務課	38	34		4
学務課	27	27		
学校施設課	28	25	3	
保健給食課	23	16	2	5
教育指導課	27	27		
学校教育支援センター	18	16	2	
光が丘図書館	32	32		
子ども家庭部	1,204	170	911	123
子育て支援課	199	63	125	11
保育課	900	70	718	112
青少年課	26	21	5	
子ども家庭支援センター	79	16	63	
小学校	59			59
幼稚園	21	18		3
選挙管理委員会事務局	12	11	1	
監査事務局	8	6	2	
農業委員会事務局	—	—	—	—
議会事務局	17	17		

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

6年7月1日現在の教育長と教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長 三浦 康彰 (6.7.1～9.6.30)
 委員 森山 瑞江 (5.10.16～9.10.15)
 委員 仲山 英之 (4.6.20～8.6.19)
 委員 岡田 行雄 (3.12.19～7.12.18)
 委員 小林 三保 (6.6.20～10.6.19)

〔歴代教育長〕

		昭和					
1	星 義 文	27.	11.	1	～	28.	3. 31
2	〃	28.	4.	1	～	31.	9. 30
3	松 尾 周 男	31.	10.	1	～	35.	9. 30
4	栗 林 繁 実	35.	10.	8	～	39.	5. 26
5	上 野 唯 郎	39.	7.	22	～	39.	10. 6
6	〃	39.	10.	7	～	43.	10. 6
7	黒 田 新 市	43.	10.	14	～	47.	10. 13
8	岩 波 三 郎	48.	10.	29	～	52.	10. 28
9	〃	52.	10.	29	～	56.	10. 28
10	〃	56.	10.	29	～	60.	10. 28
11	〃	60.	10.	29	～	62.	1. 17
						平成	
12	下 田 迪 雄	62.	7.	1	～	元.	10. 28
13	〃	元.	10.	29	～	5.	10. 28
14	〃	5.	10.	29	～	9.	10. 28
15	〃	9.	10.	29	～	11.	6. 25
16	藺 部 俊 介	11.	7.	1	～	13.	10. 28
17	〃	13.	10.	29	～	17.	10. 28
18	〃	17.	10.	29	～	21.	10. 28
19	〃	21.	10.	29	～	23.	6. 28
20	河 口 浩	23.	6.	29	～	25.	10. 28
21	〃	25.	10.	29	～	27.	6. 30
22	〃	27.	7.	1	～	30.	6. 30
						令和	
23	〃	30.	7.	1	～	3.	6. 30
24	堀 和 夫	3.	7.	1	～	6.	6. 30
25	三 浦 康 彰	6.	7.	1	～	在任中	

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に係る事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

6年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長 浅沼 敏幸

委員 中村 映子、本橋 正壽、岩崎 典子

(任期は、3.12.19～7.12.18)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

6年6月7日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 横野 茂 (3.10.21～7.10.20)

(常勤監査委員・代表監査委員)

識見を有する者 萩野うたみ (5.3.8～9.3.7)

区議会議員 藤井たかし (6.6.7～在任中)

区議会議員 井上勇一郎 (6.6.7～在任中)

〔5年度の監査等実施状況〕

(1) 定期監査等

① 実績

- ・96課60施設
- ・工事監査 8か所
- ・財政援助団体等 22団体

② 監査結果

- ・指摘事項 0件

(2) 例月現金出納検査

(3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

(4) 住民監査請求

監査請求件数 0件

(5) 行政監査

テーマ「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」

4 農業委員会

農業委員会は、「農地法」等法令による事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。

平成28年4月の法改正により委員の公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。29年7月に新制度による改選が行われ、現在の委員は16人で構成される。任期は3年である。

6年4月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

会長 尾崎 賀一

副会長 田中 聖晃、篠田 政巳

委員 相原 和彦、井口 和喜、榎本 重恭

加藤 直正、神田 靖仁、洒井 利博

櫻井 祐次、篠 貞夫、荘埜 晃一

橋本 良子、保戸塚 武彦、宮部 光夫

渡邊 仁

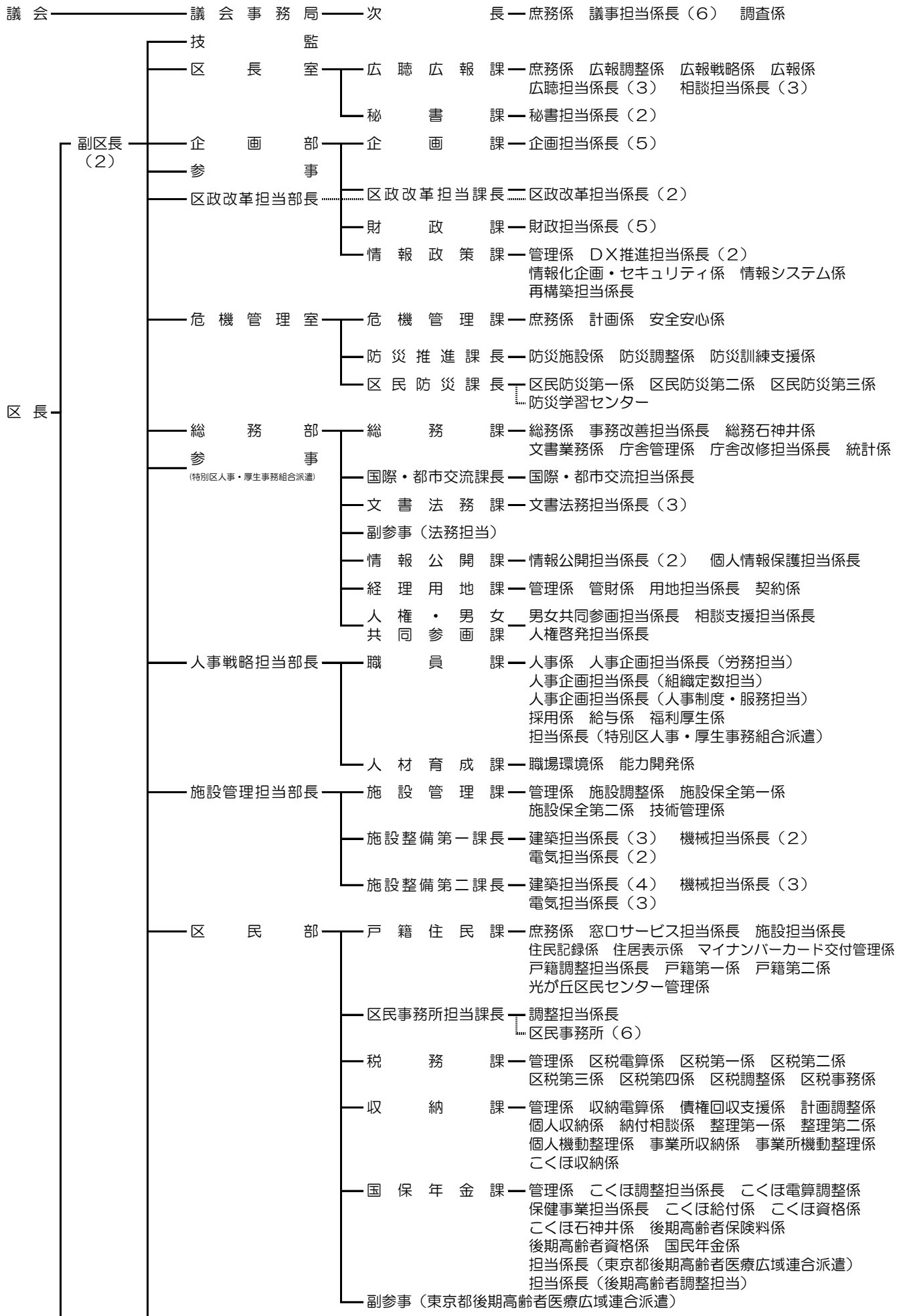
(任期は、5.7.30～8.7.29)

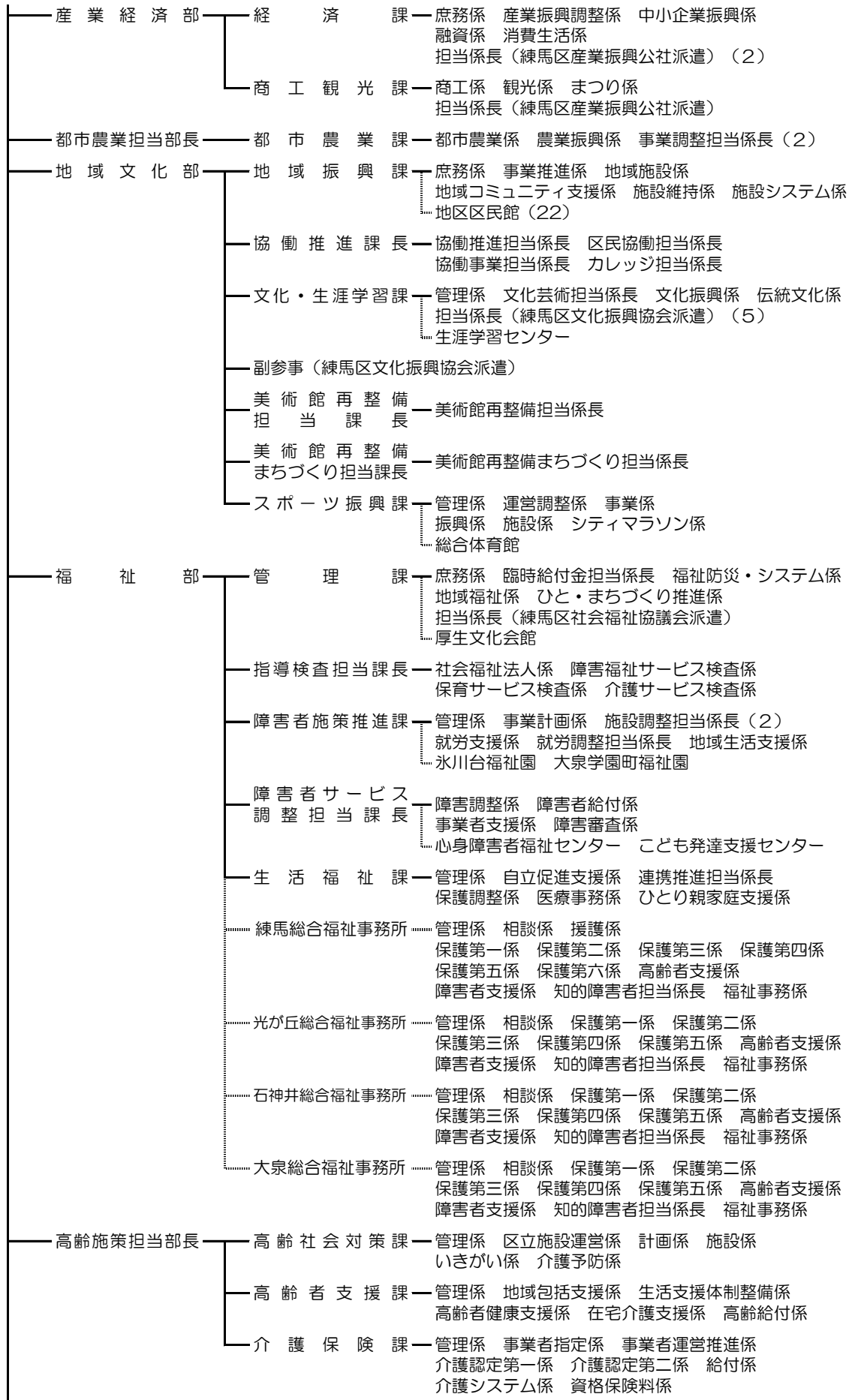
5 人事委員会

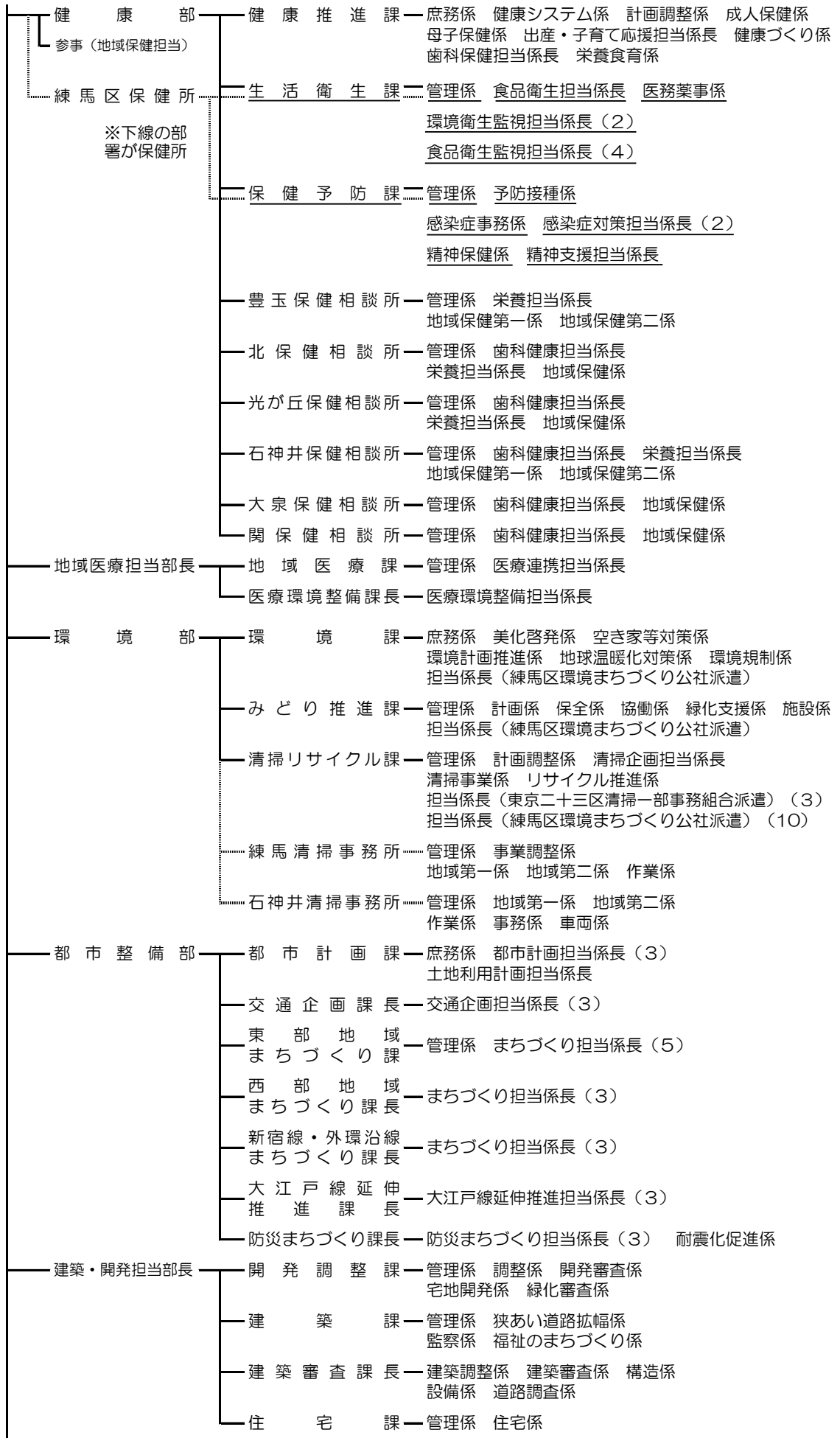
特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

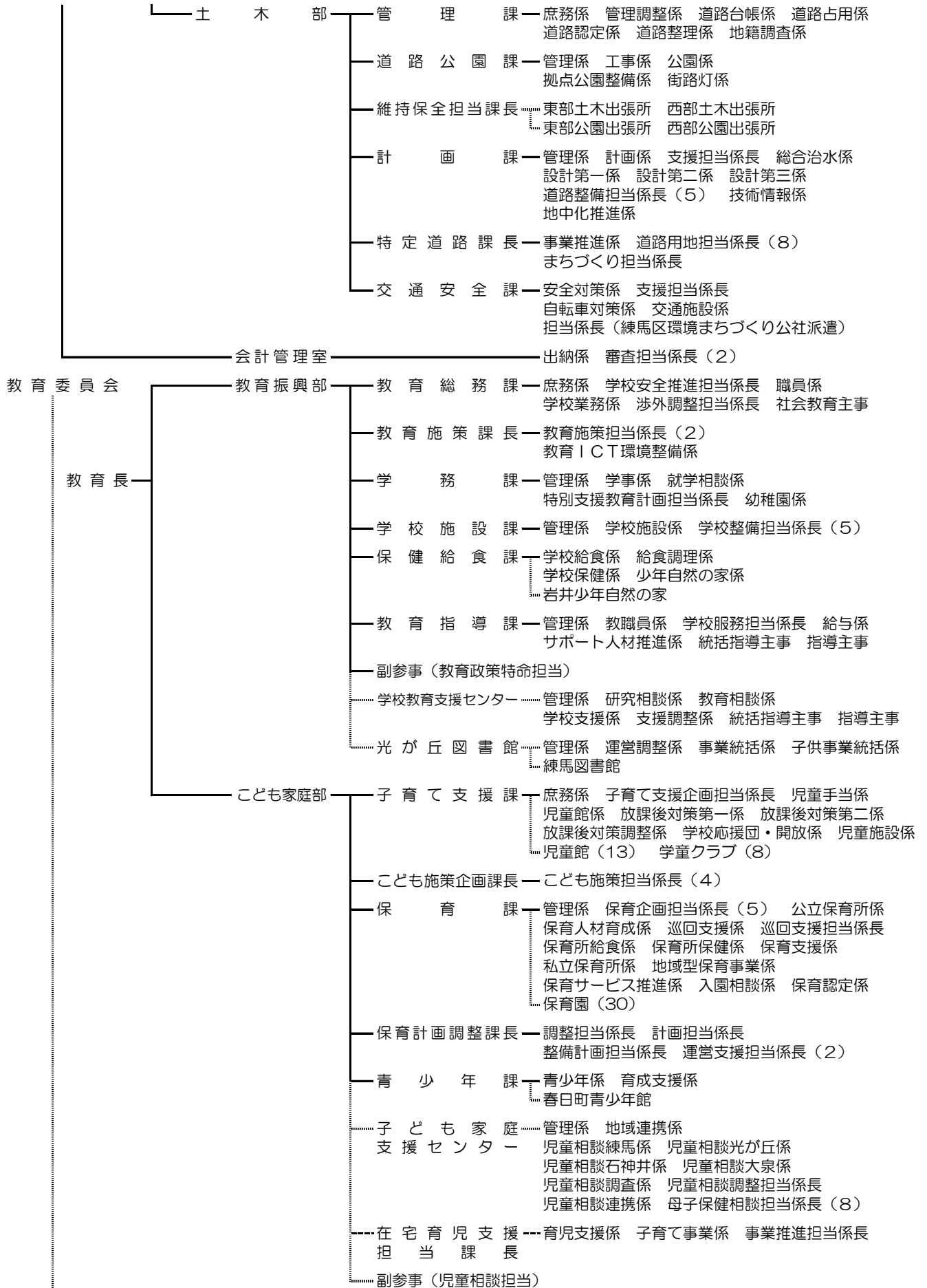
[練馬区機構図]

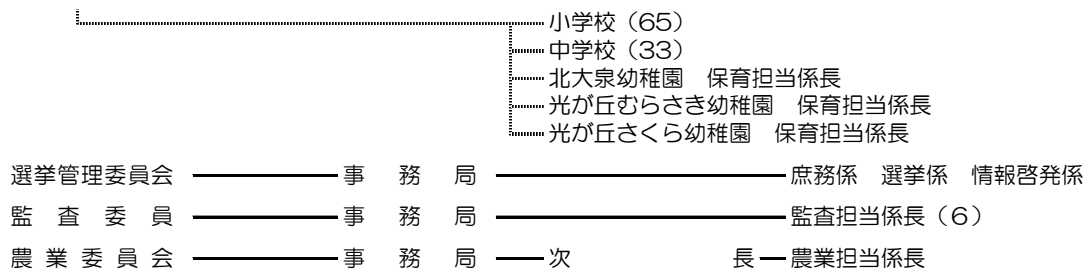
6年4月1日現在











〔練馬区の附属機関〕

6年3月31日現在

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
防災会議 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会 (条例)	60人以内 2年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会 (条例)	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
行政不服審査会 (法・条例)	3人 2年	法律または行政に関する学識経験者	行政庁の処分または不作為に係る不服申立てについての調査・審議
情報公開および個人情報保護審査会 (条例)	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)	13人以内 2年	区民、学識経験者	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会 (条例)	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会 (法・条例)	24人 3年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会 (条例)	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会 (条例)	19人以内 2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会 (法・政令・規則)	14人以内 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
地域包括支援センター運営協議会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護保険運営協議会 (条例)	25人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
介護認定審査会 (法・条例)	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会 (法・条例)	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会 (法・条例)	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への勧告入院および入院期間延長の要否、感染症患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
空家等および不良居住建築物等適正管理審議会 (条例)	10人以内 2年	法律、建築、医療、福祉等に関する学識経験者	法令に基づく認定・勧告等に関する審議
緑化委員会 (条例)	20人以内 2年	区民等、区議会議員、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
循環型社会推進会議 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議
都市計画審議会 (法・条例)	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくり、景観などに関する調査・審議など
建築審査会 (法・条例)	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会 (条例)	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
自転車駐車対策協議会 (法・条例)	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、鉄道事業者職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会 (法・条例)	36人 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年施策の基本的な方針や問題についての審議など
子ども・子育て会議 (法・条例)	15人以内 2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進、特定教育・保育施設等の利用定員についての審議など

(3) 参政の状況

●選挙権と選挙人名簿登録者数

選挙人名簿登録者数は、6年3月1日現在、619,841人で、23区中2番目となっている。

区内71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

●選挙区

練馬区における衆議院小選挙区の区割りは、東京都第9区と新宿区・中野区・豊島区の一部との合区になる東京都第10区に分割されていたが、公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が4年11月28日公布され、同年12月28日から施行されたため、東京都第9区と東京都第28区に分割されている（詳しくは下記区分と右下図を参照）。

〔住所地別の衆議院小選挙区分〕

東京都第28区
旭丘、旭町、春日町、北町、向山、小竹町、栄町、桜台、高松1～5丁目、田柄、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、錦、貫井（※1）、練馬、羽沢、早宮、光が丘、氷川台、富士見台3丁目の一部（※2）、平和台、谷原1丁目

※1…貫井1～3・5丁目、4丁目の一部（1～27番、29番1～3・5～7・23～26号、30番1～8・11～25号、31～43番、47番1～17・49・53～62号）

※2…富士見台3丁目（1～19番、20番1～5・11～14号、21～37番、47番1～4・8号、48～54番、55番1～5・18～23号）

東京都第9区
上記を除く練馬区の全域

〔公職選挙法に基づく選挙〕

選挙名	選挙区	定数(人)	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙		50		
都知事選挙	東京都	1	4	選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区(東京都)	7(127)		
衆議院議員選挙	(小選挙区選出) 東京都(全国)	30(289)	4	選挙期日 12日前まで
	(比例代表選出) 東京ブロック(全国)	19(176)		
参議院議員選挙(※)	東京都(選挙区選出)	12(148)	6	選挙期日 17日前まで
	全(国) (比例代表選出)	100		

※：参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選

〔衆議院小選挙区の区割り〕



●東京都知事選挙

6年7月7日に東京都知事選挙が執行された。任期満了に伴う選挙であった。区全体の投票率は、61.81%で前回（2年）より6.07ポイント上回った。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、明るい選挙推進協議会（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された明るい選挙推進委員131人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、さまざまな方法により進めている。



〔令和5年度東京都明るい選挙ポスターコンクール〕
東京都優秀賞
みんなのいいね♪賞（都民によるネット投票で選出）

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

〔主権者教育関係事業〕

5年度

事業名	実績など
明るい選挙啓発ポスターコンクール	25校 1,790人
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 8校 510人
中学生啓発講座	2校 385人
高校での出前授業・模擬投票	4校 1,910人
特別支援学校での出前授業・模擬投票	2校 86人
SNSによる啓発	発信数 238回
選挙啓発ポーター	74人

〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

選挙名・執行年月日	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
都議会議員選挙 3.7.4	610,630	293,193	317,437	266,723	127,624	139,099	43.68	43.53	43.82
参議院議員選挙 4.7.10									
東京都選出 (※1)	617,390	296,327	321,063	346,698	166,571	180,127	56.16	56.21	56.10
比例代表選出 (※1)				346,688	166,560	180,128	56.15	56.21	56.10
都知事選挙 6.7.7	610,725	292,193	318,532	377,508	180,385	197,123	61.81	61.73	61.88
区長選挙 4.4.17				192,958	91,344	101,614	31.95	31.53	32.33
区議会議員補欠選挙 4.4.17	604,017	289,722	314,295	192,915	91,325	101,590	31.94	31.52	32.32
衆議院議員選挙 3.10.31									
小選挙区選出(東京都第9区) (※1)	478,743	229,468	249,275	276,290	132,755	143,535	57.71	57.85	57.58
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	140,752	68,087	72,665	80,885	39,127	41,758	57.47	57.47	57.47
比例代表選出 (※1)	619,495	297,555	321,940	357,153	171,868	185,285	57.65	57.76	57.55
最高裁判所裁判官国民審査	618,451	297,097	321,354	356,372	171,439	184,933	57.62	57.70	57.55
区議会議員選挙 5.4.23	603,766	289,261	314,505	260,818	123,187	137,631	43.20	42.59	43.76

※1：在外投票分を含む。

※2：東京都第10区のうち練馬区分

〔選挙別・党派別得票率〕

選挙名・執行年月日	有効 投票数	自由 民主党	公明党	立憲 民主党	日本 共産党	都民ファースト の会	国民民主党 (民進党)	日本維新 の会	生活者 ネットワーク	社会 民主党	無所属 その他
		票 %	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙 3.7.4	262,153	22.52	14.20	13.46	12.58	19.66	—	6.53	—	—	11.08
参議院議員選挙 4.7.10											
東京都選出 (※1)	338,266	24.51	11.01	16.33	11.31	5.51	—	8.33	—	0.94	22.07
比例代表選出 (※1)	338,084	30.28	9.44	13.36	9.32	—	7.04	13.93	—	3.05	13.58
都知事選挙 6.7.7	374,595	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区長選挙 4.4.17	188,937	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区議会議員補欠選挙 4.4.17	183,302	41.48	—	30.40	17.48	—	—	—	—	—	10.64
衆議院議員選挙 3.10.31											
小選挙区選出(東京都第9区) (※1)	267,706	35.59	—	40.90	—	—	—	17.87	—	—	5.64
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	78,646	45.27	—	39.51	—	—	—	11.81	—	—	3.41
比例代表選出 (※1)	350,224	29.78	10.64	21.01	10.06	—	4.89	13.74	—	1.48	8.4
区議会議員選挙 5.4.23	255,829	27.94	13.65	9.23	8.60	5.31	3.74	5.87	3.30	—	22.37

※1：在外投票分を含む。

※2：東京都第10区のうち練馬区分

(4) 新たな区政の創造

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする特別区は、昭和22年に設置された後、27年の「地方自治法」改正により東京都の内部団体として位置付けられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置付けること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成10年4月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12年4月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

- ① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
- ② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- ③ 小・中学校の改築需要への対応
- ④ 都市計画交付金の配分
- ⑤ 国等の大きな制度改革に応じた配分割合の変更

これら5課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2 都区のあり方の検討

平成18年11月に都と特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

(1) 都区の事務配分

検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、平成24年2月に都区間で検討会を設置した。

(2) 特別区の区域のあり方

都と区市町村が平成21年11月に共同設置した、東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえて検討することとしており、27年3月に最終報告が取りまとめられた。

(3) 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしているが、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

1 第一次分権改革（平成5～12年）

平成11年7月に「地方分権一括法」が成立し、12年4月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2 第二次分権改革（平成18年～）

内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が4回にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法～第4次一括法）が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲等が図られた。

平成26年からは、従来の国主導による「委員会勧告方式」に替えて、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入された。27年6月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第5次一括法」が公布された。それ以降も、第6次から第13次の「一括法」が公布（第14次は閣議決定）されており、地方の発意に基づく規制緩和や事務・権限の移譲が進められている。

今後、区は、国および広域自治体との役割分担の見直しなど、更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。